

別表（地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）（第3の2(1)関係）

<p>国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 （各事業には施設を含む。）</p>	<p>備考 （担当部局）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法（昭和23年法律第205号）に規定する事業（病院、診療所、医療安全支援センター等）</li> </ul>	<p>医政局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条に規定する文部科学大臣が指定する学校又は厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは都道府県知事が指定する准看護師養成所</li> </ul>	<p>医政局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する事業（保健所及び市町村保健センター等）</li> </ul>	<p>健康局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する事業（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関）</li> </ul>	<p>健康局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に規定する事業</li> </ul>	<p>健康局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第28条に規定する事業（障害者就業・生活支援センター）</li> </ul>	<p>職業安定局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第42条（第45条において準用するものを含む。）及び第47条に規定する事業（シルバー人材センター、シルバー人材センター連合及び全国シルバー人材センター事業協会）</li> </ul>	<p>職業安定局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第13条に規定する事業（同法第31条の規定により設立された職業訓練法人である中小事業事業主団体又はその連合団体が認定職業訓練を行う施設に限る。）</li> </ul>	<p>職業能力開発局</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の3及び第15条の6に規定する事業（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校等）</li> </ul>	<p>職業能力開発局</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施設等）</li> </ul>	雇用均等・児童家庭局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する事業（婦人保護施設）</li> </ul>	雇用均等・児童家庭局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する事業（母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設）</li> </ul>	雇用均等・児童家庭局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する事業（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設等）</li> </ul>	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業（授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業）</li> </ul>	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業（生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業、隣保事業等）</li> </ul>	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業及び収益事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業、社会福祉士等の養成施設の経営、社会福祉事業従事者への研修を行う事業等）</li> </ul>	社会・援護局
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する事業（身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者社会参加支援施設）</li> </ul>	障害保健福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する事業（障害福祉サービス事業を行う事業所、障害者支援施設、相談支援を行う事業所、移動支援を行う事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム等）</li> </ul>	障害保健福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する事業（精神科病院、精神保健福祉センター等）</li> </ul>	障害保健福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に規定する事業</li> </ul>	障害保健福祉部

<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する事業（老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム）</li> </ul>	老健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業（居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業等）</li> </ul>	老健局
<ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する事業</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他厚生労働省所管の補助金等（運営費補助金等を含む。）の対象となる事業など上記に準じるものとして、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長が個別に認めるもの</li> </ul>	各部局